

杉並区出産・子育て応援事業

妊婦のための支援給付 FAQ（よくある質問）

妊婦のための支援給付について

Q1 「妊婦のための支援給付」と「妊婦支援給付金」の違いは何ですか。

A 「妊婦のための支援給付」は給付の名称で「妊婦支援給付金」は支給される給付金の名称です。

Q2 多胎児の妊娠・出産の場合、妊婦支援給付金はどのように支給されますか。

A 「妊娠に対して5万円」は、妊娠中の胎児の数に関わらず妊娠1回につき5万円を支給します。「子どもの数に応じて5万円」は、子ども1人につき万円を支給します。例えば双子の場合は、「妊娠に対して5万円」+「子どもの数に応じて5万円」×2の額が支給されます。

支給対象者について

Q3 出産応援ギフトを杉並区や他自治体で受給済みで、令和7年4月1日以降に出産予定です。妊婦支援給付金の支給はどうなりますか。

A 妊婦支援給金のうち、「妊娠に対して5万円」の部分については支給対象外です。すこやか赤ちゃん訪問の際に「子どもの数に応じて5万円」の支給手続きの案内をします。

Q4 所得制限はありますか。

A 所得制限はありません。

Q5 外国籍ですが支給対象となりますか。

A 国籍に関係なく要件を満たせば支給対象となります。

Q6 特別養子縁組や普通養子縁組の養親は支給対象となりますか。

A なりません。妊婦のための支援給付は妊婦にはなりえない者は支給対象者になりません。

Q7 流産・死産した場合は、対象になりますか。

A 令和7年4月1日以降に産科医療機関等で流産・死産を確認した場合は、妊婦のための支援給付の対象となります。支給内容、申請方法は以下のページで詳しくご案内しておりますのでご確認ください。（リンク先から申請できます。）

●『杉並区出産・子育て応援事業のご案内（流産・死産された方）』

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s054/19260.html>

支給手続きについて

Q8 妊婦支援給付金の支給を受けるにはどうすればよいですか。

A 令和7年4月1日以降に妊娠届けされる方には「ゆりかご面接」の際に、令和7年4月1日以降に出産される方には「すこやか赤ちゃん訪問」の際にご案内をしています。

Q9 里帰り出産の場合、妊婦支援給付金の支給を受けるにはどうすればよいですか。

A 里帰り先から帰ってきて、杉並区で「すこやか赤ちゃん訪問」を受けた際に申請のご案内をします。長期間杉並区に戻る予定がない場合は、保健センターまでご相談ください。

Q10 妊婦支援給付金の受給口座を代理人（配偶者、子ども等）名義の口座にすることはできますか。

A できません。妊婦のための支援給付は「妊婦」に対して行うものであるため、妊婦本人の口座に振り込みます。

住所、転出入について

Q11 杉並区から他自治体へ転出しますが、対象になりますか。

A 申請時点で杉並区に住民登録があることが支給要件です。申請前に転出された場合は杉並区では支給対象外になりますので、転出先自治体にお問合せください。
※妊婦支援給付金は複数の市区町村から二重に受けることはできません。

Q12 他自治体で妊娠の届出をし、妊娠中に杉並区へ転入しますが、対象になりますか。

A 対象になります。「ゆりかご面接」と「すこやか赤ちゃん訪問」の際に支給のご案内をします。なお、妊婦支援給付金は複数の市区町村から二重に受けることはできないため、他自治体で受給済みの場合は対象外です。
※他自治体で出産応援ギフトを受給済みの場合は、「妊娠に対して5万円」は支給対象外です。

Q13 他自治体で出産し、杉並区へ転入しますが、対象になりますか。

A 令和7年4月1日以降に出産された方は対象になります。「すこやか赤ちゃん訪問」の際に支給のご案内をします。なお、妊婦支援給付金は複数の市区町村から二重に受けることはできないため、他自治体で受給済みの場合は対象外です。
※他自治体で妊婦支援給付金にかかる「妊娠に対して5万円」を受給済みの場合は杉並区で「子どもの数に応じて5万円」部分のみを支給します。
※他自治体で出産応援ギフトを受給済みの場合は、「妊娠に対して5万円」は支給対象外です。

Q14 国外で妊娠し、妊娠中に杉並区に転入します。対象になりますか。

A 妊娠の届け出及び住民登録の状況により、対応が異なります。個別に担当にご相談ください。

※他自治体で出産応援ギフトを受給済みの場合は、「妊娠に対して5万円」は支給対象外です。

※他自治体で妊婦支援給付金にかかる「妊娠に対して5万円」を受給済みの場合は杉並区で「子どもの数に応じて5万円」部分のみを支給します。

Q15 国外で出産して、これから杉並区に国外転入します。対象になりますか。

A 妊娠の届け出及び住民登録の状況により、対応が異なります。個別に担当にご相談ください。

※他自治体で妊婦支援給付金にかかる「妊娠に対して5万円」を受給済みの場合は杉並区で「子どもの数に応じて5万円」部分のみを支給します。

※他自治体で出産応援ギフトを受給済みの場合は、「妊娠に対して5万円」は支給対象外です。

Q16 DVにより、杉並区に避難して生活しています。対象になりますか。

A 申請時点で住民登録がある自治体が支給するため、杉並区では対象外です。住民登録している自治体にお問い合わせください。

Q17 DVにより、杉並区外に避難して生活しています。住民票は杉並区のままですが、対象になりますか。

A DVにより他自治体に避難されている方は、杉並区の窓口（地域子育て支援課（☎5307-0786））にお問合せください。